

火災に遭われた方へのご案内

このたびは、思いがけない災難でご心痛いかばかりかと拝察し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻れますよう、お祈り申し上げます。

この冊子は、関連制度や窓口をまとめたものですので、参考にしていただければと存じます。それぞれの手続に関する詳しい内容については、各担当部署へお問い合わせください。

なお、この冊子は罹災後の全ての手続を網羅したものではありませんことを、ご承知おきくださるようお願いいたします。



東松山市役所 社会福祉課

埼玉県東松山市松葉町1丁目1-58

電話 0493-21-1455 0493-21-1408

FAX 0493-24-6066

メール HMY033@city.higashimatsuyama.lg.jp

(二次元コードからもアクセス可)



〈令和8年3月改訂〉

目次

1 火災の「り災証明書」の発行手続	4
2 本人確認書類・各種証明書再発行手続	5
住民票	5
印鑑登録証明書	5
マイナンバーカード	5
パスポート	5
国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書（または資格情報のお知らせ）	5
基礎年金番号通知書・年金証書	5
介護保険証	6
療育手帳	6
身体障害者手帳	6
精神障害者保健福祉手帳	6
自立支援医療受給者証	6
母子健康手帳	6
運転免許証	7
預金通帳・クレジットカード	7
3 見舞金、災害救護物資の支給	8
災害見舞金	8
災害救護物資の支給	8
4 宿泊場所の提供	9
5 郵便物の受取	10
6 火災に伴う廃棄物の処理	11
7 各種減免手続	12
所得税の雑損控除・減免	12
市税の減免	12
市税の徴収猶予	12
市税の延滞金の減免	12
国民健康保険税の減免	13
後期高齢者医療保険料の減免	13
国民年金保険料の免除	13
介護保険料の減免	13
水道料金・下水道使用料の減免	14
介護サービスの利用者負担額の減免	14
保育料の減免	14
8 生活に関する相談窓口	15
9 各種貸付制度	16
緊急小口資金	16
中小企業融資制度	16
《その他連絡先》	17

火災後の主な流れ



り災証明書発行・本人確認書類の再発行

り災証明書は、今後の各種手続で必要となります。発行場所は東松山消防署です。
また、本人確認書類を燃失した場合は市役所等で再発行の手続を行います。

- ▶ □り災証明書の発行…………… p 4
- 住民票・各種証明書等再発行…………… p 5～p 7

今後の生活のため、各種制度を利用しながら生活を整える

今後の生活のための準備や火災後の処理を行います。
火災により被害を受けた方に対する各種制度を設けています。

- ▶ □火災保険会社への連絡
- ライフラインに関する問合せ（契約中の会社へ）
- 見舞金・災害救護物資の支給…………… p 8
- 郵便物の受取…………… p 10
- 火災に伴う廃棄物の処理…………… p 11
- 各種減免手続…………… p 12～p 14
- 生活に関する相談窓口…………… p 15
- 各種貸付制度…………… p 16



○市役所内の窓口の受付日時は、平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分です。

○市民課・保険年金課は、毎週日曜日午前 8 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分まで日曜開庁を実施。（年末年始を除く）

○庁外の機関の相談受付日時は、機関ごとで異なる場合がございます。

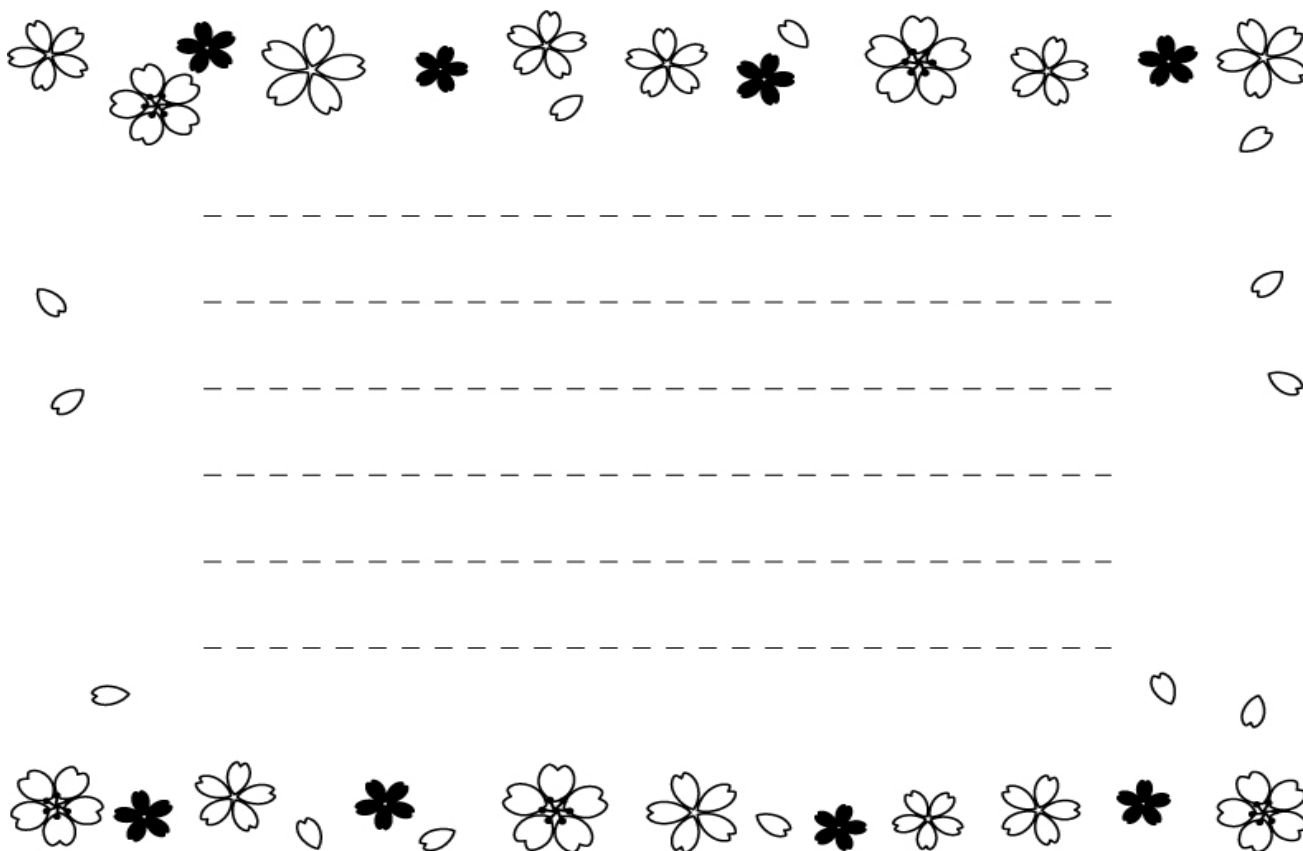
○各種手続・制度の利用に関しては、まず担当窓口で電話でご相談していただくとスムーズです。



1.火災の「り災証明書」の発行手続

※今後の各種手続で必要になることがあります。

り災証明書	
火災保険の申請やり災建物の滅失登記、各種減免の申請などの際に必要となります。 消防署で所定の用紙に必要事項を記入の上、申請してください。発行までに数日要する場合があります。	東松山消防署 東松山市上野本1300-1 0493-23-2269



2. 本人確認書類・各種証明書再発行手続

※必要書類は各担当課にお問い合わせください。

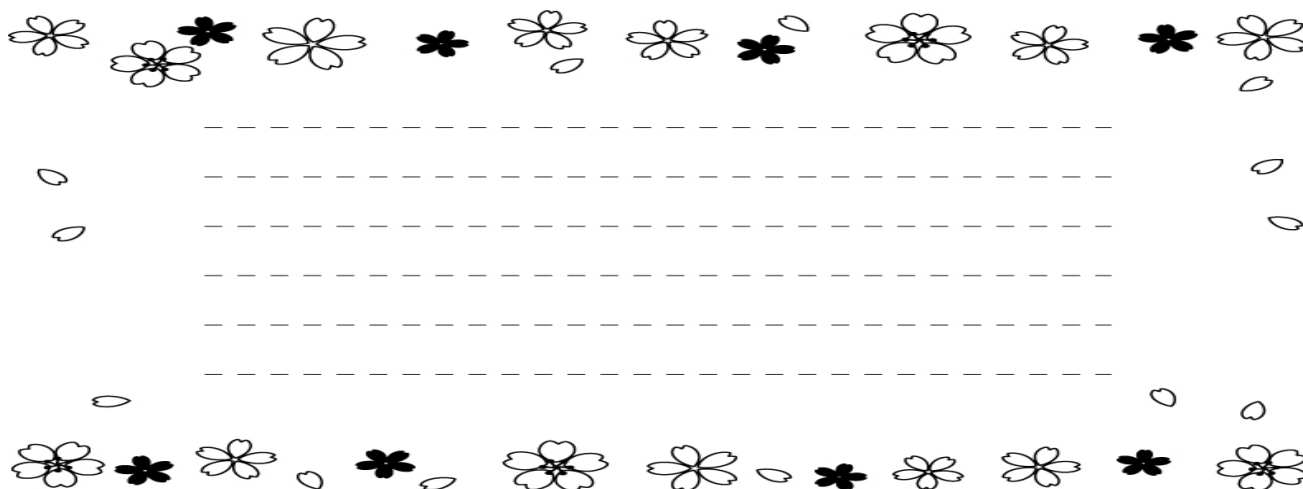
本人確認書類関係	
住民票	市役所市民課 ☎0493-21-1402（市民課） ☎0493-63-5000（パスポートセンター（市民課内））
印鑑登録証明書	
マイナンバーカード	
パスポート	

健康保険・年金関係手続	
国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書（または資格情報のお知らせ）	市役所保険年金課 ☎0493-21-1403 （国民健康保険について） ※社会保険等に参加している場合は、各健康保険組合にお問い合わせください。 ☎0493-63-5004 （後期高齢者医療について） ☎0493-21-1403 （国民年金について）
基礎年金番号通知書・年金証書	

介護保険関係	
介護保険被保険者証	市役所高齢介護課 ☎0493-21-1460

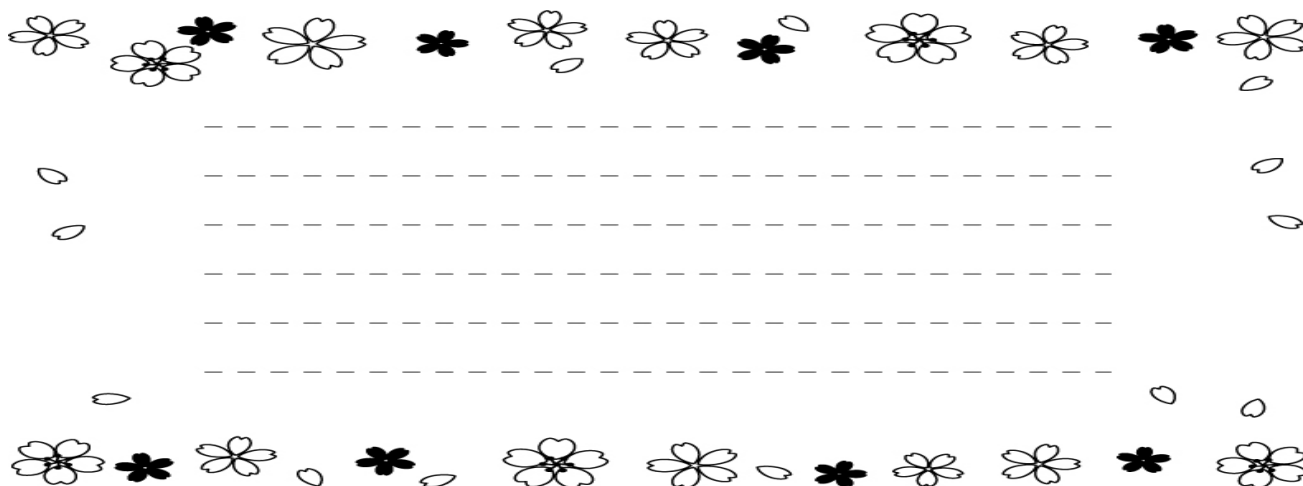
障害者手帳関係	
療育手帳	市役所障害者福祉課 ☎0493-21-1452
身体障害者手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
自立支援医療受給者証	

母子手帳関係	
母子健康手帳	東松山市保健センター 東松山市材木町2-36 ☎0493-24-3921



運転免許証関係	
運転免許証	埼玉県運転免許センター 鴻巣市鴻巣 405- 4 ☎048-543-2001 埼玉県警察再交付・国外運転免許センター さいたま市大宮区桜木町 1－7－5 ソニックシティビル 4 階 ☎048-647-4131

その他	
預金通帳・クレジットカード	※詳しくは各金融機関・ご加入のカード会社へお問い合わせください。



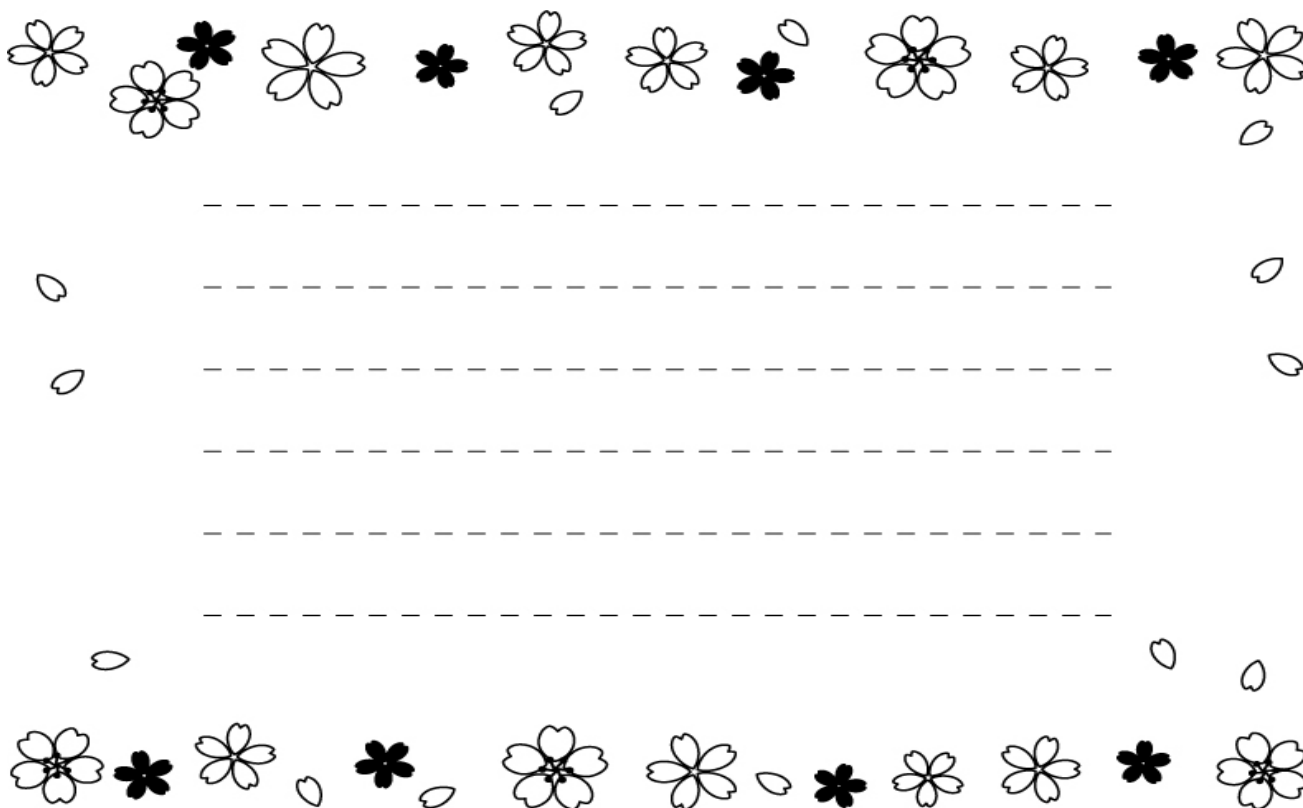
3. 見舞金・災害救護物資の支給

災害見舞金	
火災の程度に応じて市から災害見舞金が支給されます。 ・ 建物の全壊(焼) 10 万円以内 ・ 建物の半壊(焼) 4 万円以内 ・ 床上浸水 1 万円以内 ・ 死亡 10 万円 ・ 負傷 6 万円以内(※ 1 カ月以上の入院治療を要する方) ※死亡または行方不明者の場合、日本赤十字社埼玉県支部より、災害弔慰金が支給されることがあります。	市役所社会福祉課 0493-21-1455 0493-21-1408

布団・毛布の支給	
災害により寝具や日用品が必要な方は、日本赤十字社埼玉県支部より布団・毛布及び日用品が支給されます。	市役所社会福祉課 0493-21-1455 0493-21-1408

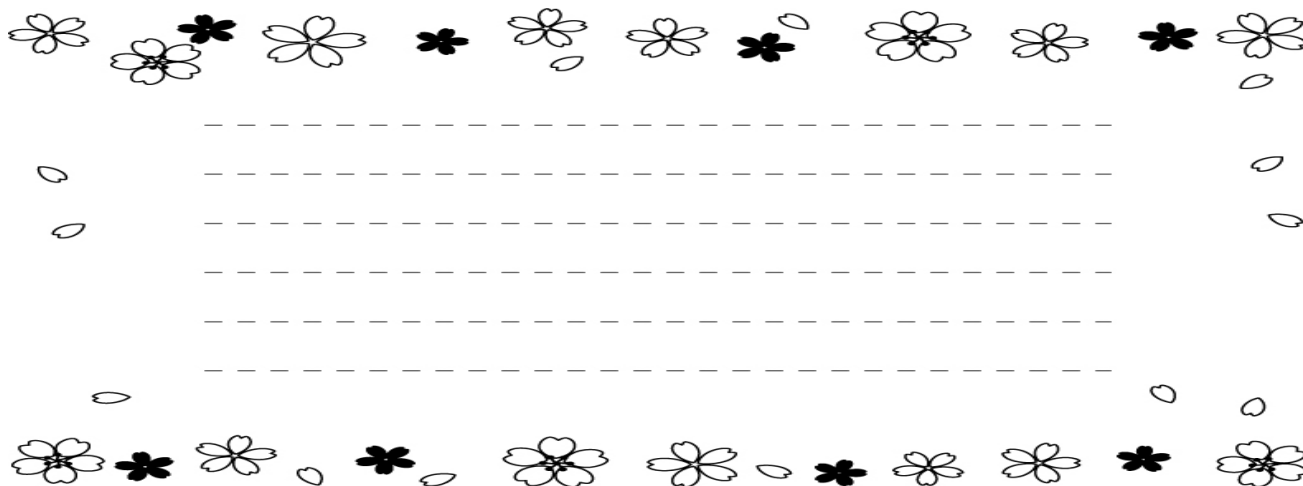
4. 宿泊場所の提供

利用対象者と条件	
火災により住居に被害を受け、一時的に避難する必要があるとき、宿泊施設を提供できる場合があります。 ※補助額の上限額、宿泊期間の制限があります。 利用を希望する場合には、社会福祉課までご連絡ください。	市役所社会福祉課 ☎0493-21-1455 0493-21-1408



5. 郵便物の受取

受取方法の変更	
火災による建物の燃焼などにより、郵便物を通常どおり受け取ることが難しい場合は、下記の2通りの方法で受け取り方を変更することができます。 1) 転居届を提出する この手続は、火災等で現住所地に住めなくなった場合、郵便物を指定した新しい住所（避難先や仮住まいなど）へ転送することができるようになります。 転送期間：届出日から1年間 ※「転送不要」と記載された郵便は、転送ができず、差出人に返送されます。 2) 不在届を提出する 郵便局で一時的に保管しておきたい時に利用します。届出から最長30日間、郵便局で郵便物を預かることができます。	お近くの郵便局窓口で手続してください。 転居届はインターネットでの提出もできます。 東松山郵便局 東松山市本町 2-10-27 ☎0570-088-442



6. 火災に伴う廃棄物の処理

廃棄物の持ち込み	
り災後の廃棄物を処理される場合、市で処理手数料を免除して廃棄物の一部を受け入れる制度があります。り災証明書（コピー可）を用意し、本人または家族の方が廃棄物対策課またはクリーンセンター窓口で申請。許可証を持って下記へ持ち込んでください。 ○クリーンセンターへ持ち込める物 ・衣類、紙袋、たんす等木製品の燃え残り ○西本宿不燃物等埋立地へ持ち込める物 ・各種家電製品 冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン（家電リサイクル法対象品）、パソコンも焼けてリサイクルできない場合は、持ち込み可能です。 ・プラスチック製品の燃え残り、自転車、金属製品等、ガラス等 ×以下の物は持ち込めませんので、解体業者に処分を依頼してください。（家の構造物（柱、屋根瓦、トタン、壁材、床材、畳、ふすま及びその燃え殻など））	クリーンセンター 東松山市神戸 2272 ☎0493-34-5550 市役所廃棄物対策課 ☎0493-21-1401

7. 各種減免手続

所得税の雑損控除・減免	
火災で資産に損害を受けたとき、確定申告により所得税の雑損控除又は減免が適用される場合がありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。	東松山税務署 東松山市箭弓町 1-8-14 ☎0493-22-0990 (代表電話)
※確定申告をした雑損控除の内容は、手続不要で市・県民税にも反映されますが、所得税の減免を受けた場合には別途市役所で市税の減免申請が必要です。	

市税の減免	
市税の減免が受けられる場合があります。 免除を受けるには、申請が必要です。	市役所課税課 ☎0493-21-1438

市税の徴収猶予	
市税について徴収を猶予できる場合があります。 猶予を受けるには、申請が必要です。	市役所収税課 ☎0493-21-1409

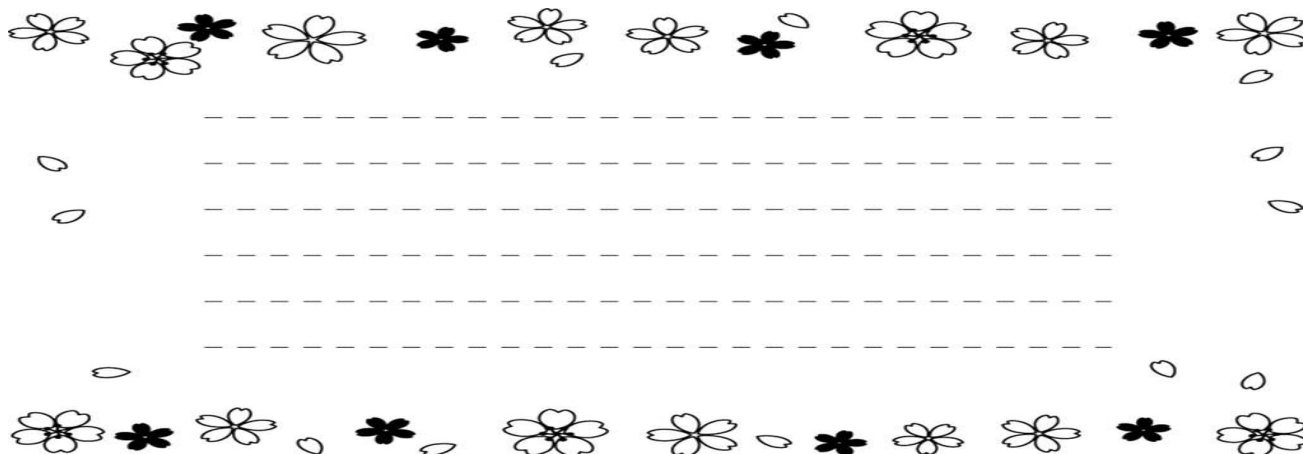
市税の延滞金の減免	
市税の延滞金の減免を受けられる場合があります。 減免を受けるには、申請が必要です。	市役所収税課 ☎0493-21-1409

国民健康保険税の減免	
国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。 減免を受けるには、申請が必要です。	市役所保険年金課 ☎0493-21-1403

後期高齢者医療保険料の減免	
後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。 減免を受けるには、申請が必要です。	市役所保険年金課 ☎0493-63-5004

国民年金保険料の免除	
火災により国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除を受けられる場合があります。 免除を受けるには、申請が必要です。	市役所保険年金課 ☎0493-21-1403

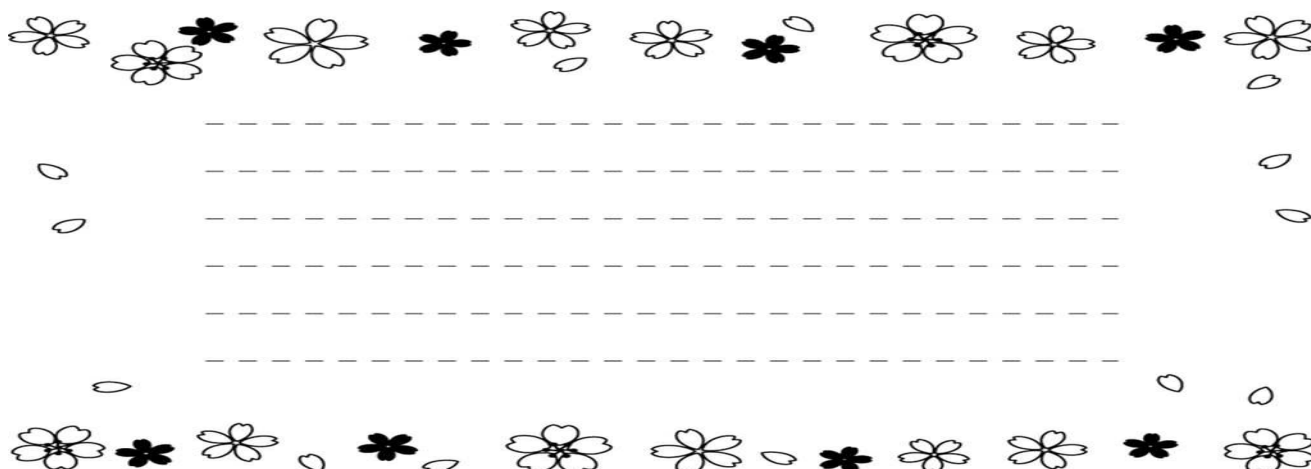
介護保険料の減免	
介護保険料の減免を受けられる場合があります。 減免を受けるには、申請が必要です。	市役所高齢介護課 ☎0493-21-1460



水道料金・下水道使用料の減免	
火災等により宅内配管等が破損して漏水した場合には、水道料金・下水道使用料の減免を受けられる場合があります。 減免を受けるには、申請が必要です。	市役所上下水道経営課 上下水道庁舎 東松山市山崎町 21 ☎0493-22-1123

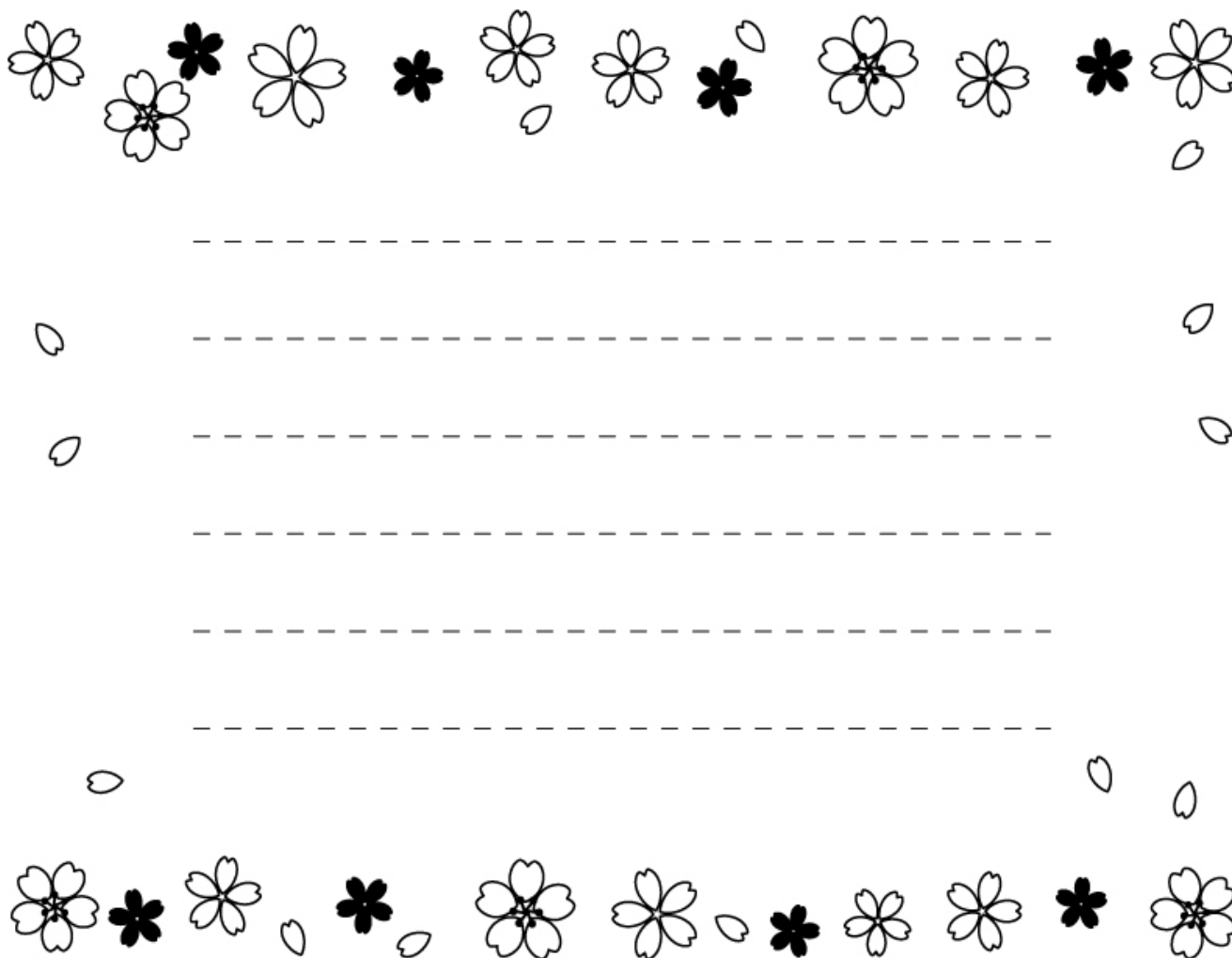
介護サービスの利用者負担額の減免	
災害により介護サービスの費用を負担することが難しい場合、利用者負担額の減免を受けられる場合があります。 減免を受けるには、申請が必要です。	市役所高齢介護課 ☎0493-21-1460

保育料の減免	
保育料が減免される場合があります。 減免を受けるには、申請が必要です。	市役所保育課 ☎0493-21-1407



8. 生活に関する相談窓口

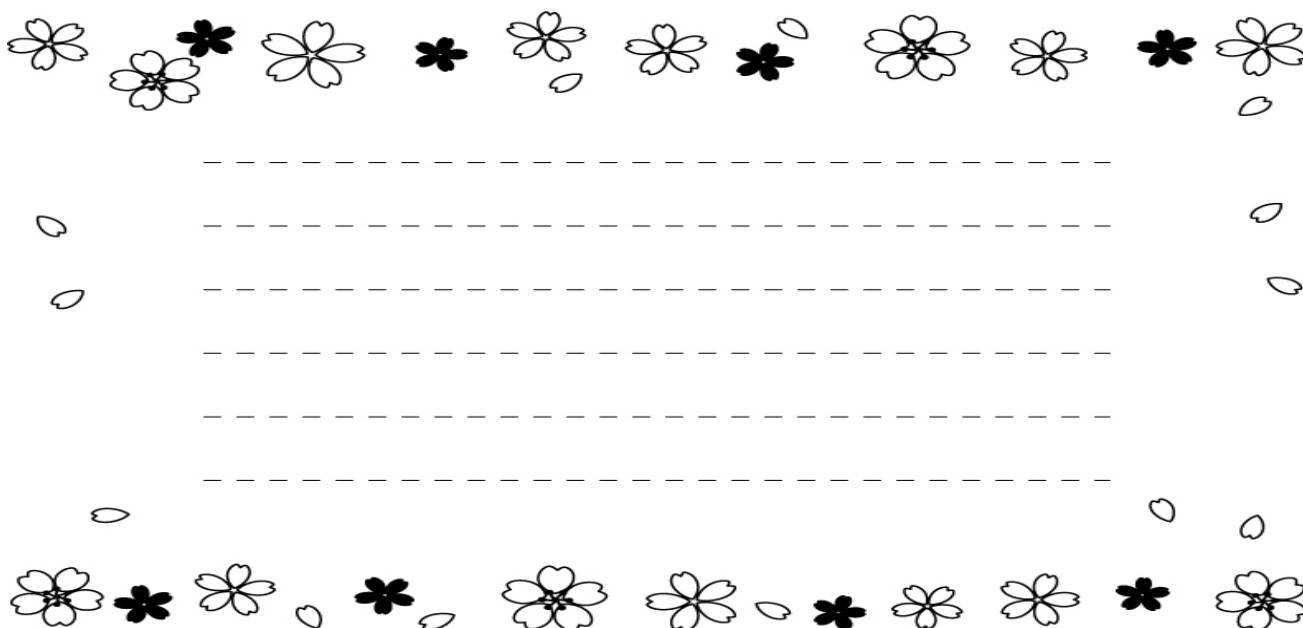
相談窓口（社会福祉課）	
社会福祉課では、生活に関する相談や住まい、就労の相談を受け付けています。 専門の相談員が解決に向けた支援を行います。 生活に関する相談や、複数の困りごとがあり相談先が分からない場合にも、お気軽にご相談ください。	市役所社会福祉課 ☎0493-21-1408 0493-21-1455



9. 各種貸付制度

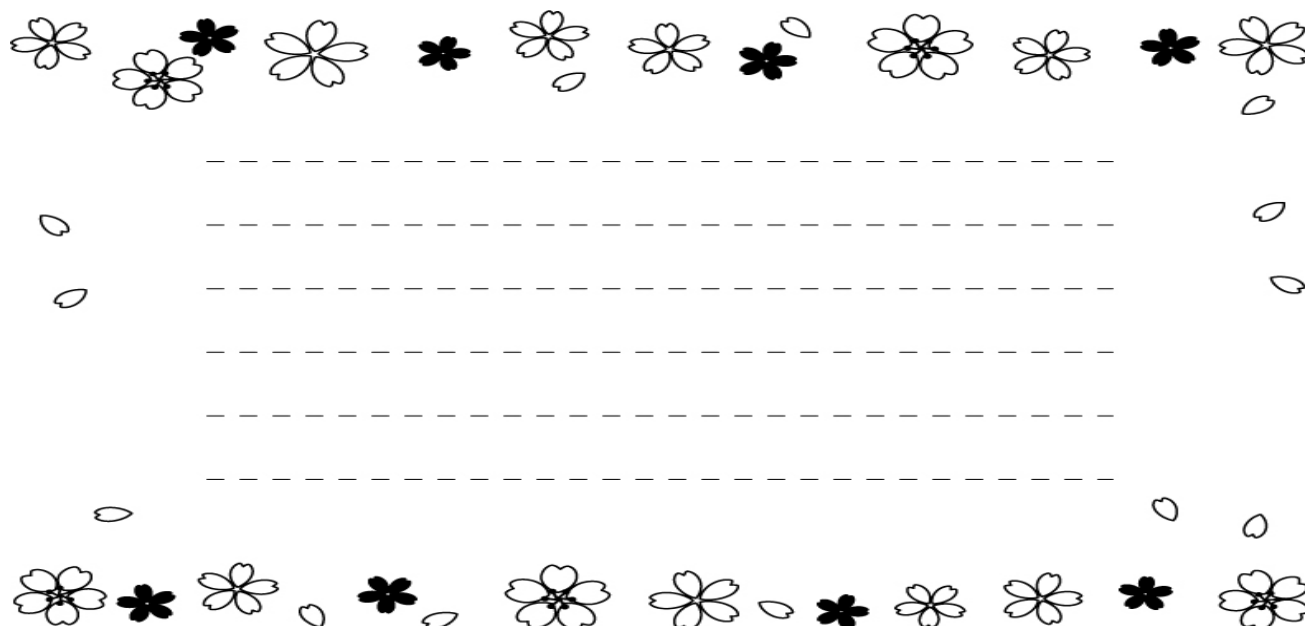
緊急小口資金	
一時的な生活資金の貸付を受けることができます。 詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。	東松山市社会福祉協議会 東松山市松本町 1-7-8 ☎0493-23-1251

中小企業融資制度	
事務所や店舗を兼ねた住宅が災害にあった場合に、東松山商工会では様々な融資のご相談を受け付けています。 まずは、東松山市商工会にお問い合わせください。	東松山市商工会 東松山市材木町 2-3 ☎0493-22-0761



《その他連絡先》

窓口	問合せ先
東松山市役所（代表電話）	0 4 9 3 - 2 3 - 2 2 2 1
松山市民活動センター	0 4 9 3 - 2 3 - 9 3 1 1
野本市民活動センター	0 4 9 3 - 2 3 - 7 0 7 7
大岡市民活動センター	0 4 9 3 - 3 9 - 0 6 0 2
唐子市民活動センター	0 4 9 3 - 2 2 - 0 6 7 2
高坂丘陵市民活動センター	0 4 9 3 - 3 5 - 4 3 1 1
平野市民活動センター	0 4 9 3 - 2 5 - 2 2 2 0
高坂市民活動センター	0 4 9 3 - 3 4 - 3 7 3 0
東松山警察署	0 4 9 3 - 2 5 - 0 1 1 0
東松山保健所	0 4 9 3 - 2 2 - 0 2 8 0
さいたま地方法務局東松山支局	0 4 9 3 - 2 2 - 0 3 7 9
東松山駅	0 4 9 3 - 2 2 - 0 0 7 6
高坂駅	0 4 9 3 - 3 4 - 3 1 2 8



Memo

This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page, providing a guide for handwriting or typing. There are no margins, text, or other markings on the page.

[illegible]